

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」（平成 22 年 8 月 25 日付作成）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 22 年 10 月 26 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第1 法人の概況

3 事業の内容

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

⑨ 奨学金の原資、貸与利率

(表1) 平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金金利等推移表

(平成15年4月以降)

(平成15年4月から平成22年3月までは、元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内の金利、平成22年4月以降は、満期一括償還、5年以内の金利)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金金利	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—
平成19年1月	1.30%	1.3%	—
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.30%	1.3%	—
7月	1.44%	1.5%	1.19% (第10回日本学生支援債券)
8月	1.50%	1.5%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.03%	1.3%	0.93% (第11回日本学生支援債券)
12月	1.10%	1.1%	—
平成20年1月	1.10%	1.1%	—
2月	0.86%	1.0%	0.69% (第12回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	1.20%	1.2%	—
7月	1.40%	1.4%	1.08% (第13回日本学生支援債券)
8月	1.30%	1.3%	—
9月	1.10%	1.1%	—
10月	1.10%	1.1%	—
11月	1.00%	1.0%	1.04% (第14回日本学生支援債券)
12月	0.93%	0.9%	—
平成21年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.80%	0.8%	0.78% (第15回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	0.90%	0.9%	—
7月	0.90%	0.9%	0.502% (第16回日本学生支援債券)
8月	0.70%	0.7%	—
9月	0.70%	0.7%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.60%	0.6%	0.498% (第17回日本学生支援債券)
12月	0.60%	0.6%	—
平成22年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.60%	0.6%	0.317% (第18回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.50%	0.5%	0.251% (第19回日本学生支援債券)
8月	0.40%	0.4%	—
9月	0.40%	0.4%	0.231% (第20回日本学生支援債券)
10月	0.40%	0.4%	—

- (注) 1. 平成15年3月31日以前に入学し、かつ平成16年3月31日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 平成20年11月発行の第14回日本学生支援債券は、12月の平成18年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てています。
3. 第13回日本学生支援債券及び第15回～第20回日本学生支援債券は、平成18年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表3) 平成19年度以降の採用者で平成20年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成20年4月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成21年1月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成22年1月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利に対応しています。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%
第16回	平成21年7月8日	400億円	2年	年0.502%
第17回	平成21年11月9日	400億円	3年	年0.498%
第18回	平成22年2月8日	370億円	2年	年0.317%
第19回	平成22年7月7日	400億円	2年	年0.251%
第20回	平成22年9月15日	400億円	2年	年0.231%

平成22年度

短期借入金

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	満期日
平成22年4月1日	40,700	0.30692	平成22年4月19日	平成22年7月7日
平成22年4月20日	44,197	0.39538	平成22年5月12日	平成22年8月9日
平成22年5月24日	79,749	0.39000	平成22年6月9日	平成22年9月8日
平成22年6月21日	89,900	0.38000	平成22年7月7日	平成22年10月6日
平成22年7月22日	82,185	0.33000	平成22年8月9日	平成22年11月9日
平成22年8月23日	<u>133,081</u>	<u>0.36000</u>	平成22年9月8日	平成22年12月8日
平成22年9月16日	<u>121,000</u>	<u>0.21000</u>	平成22年10月6日	平成23年1月6日
平成22年10月21日	<u>128,000</u>	未定	平成22年11月9日	平成23年2月8日

第3 事業等のリスク

(2) 国の政策に伴うリスク

⑤ 行政刷新会議による事業仕分けについて

平成 21 年 11 月に行政刷新会議によって行われた事業仕分け（第 1 弾）において、「大学等奨学金」が取り上げられ、「見直しを行う（回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方を中心に）」との評価を受けました。

評価結果や国民からの意見（パブリックコメント）を踏まえ、指摘された事項への対処方針として、回収業務のサービス委託及び 9 ヶ月以上延滞者への法的処理等により回収の強化を行うとともに、経済的理由による返還猶予者等を対象とした減額返還制度を平成 22 年度中に創設し、返還負担の軽減に努めるなど、経済状況への柔軟な対応を図ることとしています。

平成 22 年 4 月から 5 月にかけて行われた行政刷新会議の事業仕分けの対象となった事業について、文部科学省では 9 月 3 日に今後の取組方針を取りまとめ、文部科学省ホームページに公表しました。

対象となった本機構の事業については、次の表のとおりです。

事業名	事業仕分け結果概要	今後の取組方針
学生生活支援事業のうち大学情報提供事業（学生支援情報データベース等）	事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し	○一旦事業を廃止し、ゼロベースで見直しを行った上で、必要な事業のみを実施する。 ・学生支援情報データベースの運用は平成 22 年度末で廃止。 ・「大学と学生」のWEB配信については、実施の有無を含め検討。
国際交流会館等留学生寄宿舎等の設置及び運営	事業の廃止 (ただし、現在の入居者に配慮すること)	○留学生宿舎機能の維持を前提に大学、自治体、民間に売却を進め、事業を廃止。
留学情報センターの運営	事業の廃止	○事業を廃止し、直接の留学相談は行わない。 ○国内における海外留学フェア等において留学生向け奨学金情報を提供。 ○海外向け情報発信は、ホームページ等により実施。
私費外国人留学生等学習奨励費制度	厳しく成果検証等を行った上で、当該法人で実施し、事業規模は現状維持	○事業を見直した上、実施。(優秀な学生の選抜、給付予約制の適切な拡充、成果検証の実施) ○見直し方針については以下のとおり。 ①予約採用の拡大計画の策定（平成 23～25 年度までの実施見通し） ②予約採用拡大の実施手法については、以下のとおり。 ・渡日前入学許可制度を行っている大学等に、当該制度により入学した学生への予約枠の設置 ・国際化拠点整備事業（グローバル 30）の大学に対し予約枠を設置 ③事業の成果検証については、以下のとおり。 ・学習奨励費受給者のうち、大学等の最終年次者を対象に、卒業後の進路状況を調査 ・学習奨励費の受給者がいる大学等を対象に、本制度の活用状況等を把握するための調査を実施

このことを踏まえて、本機構が設置・運営する国際交流会館等留学生寄宿舎等については、原則として平成 24 年 3 月末に本機構の事業としては廃止し、留学生宿舎機能の維持を前提に、大学、自治体、民間に売却を進めることとなりました。そのため、本機構の国際交流会館等が廃止となることについて、大学等に対して通知（平成 22 年 9 月 15 日付け）するとともに、国際交流会館等の全ての在館生への周知を行いました。現在、国際交流会館等留学生寄宿舎等の譲渡を円滑に実施するための検討を行っているところです。

第4 法人の状況

3 コーポレートガバナンスの状況

(4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成21年度に係る業務の実績に関する評価は以下のようになっております。

全体評価

①評価結果の総括

日本学生支援機構については、学生支援の中核機関として、下記のとおり、計画に沿って一層の改善・充実に努めており、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」の観点から概ね良好であると認められた。一方、「業務の質の向上」については、総体的には、概ね良好と認められたが、一部業務において改善措置を講じるべき課題もあり、今後取り組んでいく必要がある。具体的には、以下のとおりである。

○奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援事業、学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。

○奨学金貸与の的確な実施のための取組、新規返還開始者のリレー口座加入率 100%達成や個人信用情報機関の活用等返還回収の促進のための様々な取組が一定程度進められており、全体としては計画どおりの対応がなされているものと認められる。

○一方、奨学金貸与事業において、回収率が目標値に達成しなかったことや、一部業務（法的処理、機関保証）において、未実施件数が多いこと、基準の未整備があること、マニュアルに基づいた事務処理がなされていないこと等が判明したことから、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善措置が直ちに講じられる必要がある。

<参考> ・業務の質の向上：A ・業務運営の効率化：A ・財務内容の改善：A 等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 返還金回収について、回収強化の方策を実施し、回収率向上に向けた取組の充実が図られており評価できるが、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善を図るとともに、個々の回収強化策の効果を検証しつつより効果の高いものにより注力するなどして、更なる回収率向上に努める必要がある。
- (ロ) 返還金回収業務の外部委託について、引き続きその効果を検証しつつ、一層促進する必要がある。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き、保有形態、譲渡可能性、売却方法を分析しつつ検討を行い、結論を得る必要がある。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 延滞分の回収率低下の要因を明らかにし、回収率の向上に努めるとともに、抜本的な回収強化策を講じるべき。法的処理及び機関保証に係る業務において確認された不十分な実施状況について早急に改善を図るべき。
- (ロ) 外部委託等で得られたデータ等を基に、引き続き費用対効果を多角的、総合的に検討し、その結果を業務運営の効率化等に活用すべき。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き検討を行い、結論を得たものから順次適切に対応していくべき。

④特記事項

「独法整理合理化計画」や「勧告の方向性」等において指摘された事項について検討に着手し、概ね結論を得るなどの対応がなされている。

「独法整理合理化計画」や「勧告の方向性」等において指摘された主な事項に関し、

・平成20年度業務実績評価の総務省2次評価において指摘された総回収率の妥当性については、有識者等で構成される「返還促進策等検証委員会」を設置し、外部シンクタンクによる分析結果等について審議を行い、「基本的には妥当なものと考えられるが、景気動向等を注視しつつ平成23年度までに最終的に判断する旨」の報告書を取りまとめた。

・平成20年度に機関保証の妥当性の検証のために設置した「機関保証制度検証委員会」については、平成21年度においても開催し、引き続き検証するとともに外部シンクタンクによる分析結果についても報告書を取りまとめた。

・保有資産の見直しについては、国際交流会館の市場化テストを実施するとともに、東京国際交流館プラザ平成の売却、職員宿舎の保有の在り方等について検討を実施した。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/>) にも掲載します。